

平成 22 年 2 月 15 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号
フロンティア不動産投資法人
代表者名 執行役員 高橋 惇
(コード番号：8964)

資産運用会社名
三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 田邊 義幸
問合せ先 取締役財務部長 牧野 辰
TEL. 03-3588-1440

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記内容の規約一部変更案及び役員選任案を、平成 22 年 3 月 26 日に開催される本投資法人の第 3 回投資主総会に下記のとおり付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

(1) 本店の所在地を東京都港区から東京都中央区に変更するものです。

当該変更は、平成 22 年 11 月 30 日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本店移転日(以下「本店移転日」という。)をもって効力を生ずるものとし、第 11 章としてその旨の附則の新設を行うものです。(現行規約第 3 条及び変更案第 11 章)。

(2) 平成 21 年 1 月 5 日施行の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)により、投資証券等が電子化されたことに伴って必要な字句の修正等を行うものです(現行規約第 6 条及び第 8 条)。

(3) 平成 21 年度の税制改正に伴い、投資法人に係る課税の特例の要件が変更されたことにより、適格機関投資家の定義の修正及び金銭の分配方針の用語の修正、今後の税制改正による投資法人に係る課税の特例の要件の変更に対応し、合併時の特例を受けることを可能とするための条項の新設その他必要な字句の修正等を行うものです(現行規約第 35 条第 1 項、第 37 条第 1 号、同第 2 号及び変更案第 29 条第 5 項)。

(4) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。)その他の法令に基づく排出権等への投資を投資対象に含めるため、必要な条項の新設を行うものです(変更案第 30 条第 5 項第 3 号)。

(5) その他、表現の統一又は明確化その他の見直しによる字句の修正、規定の新設に伴う条文の整備等を行うものです。

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現行規約	変更案
<p>第3条 (本店の所在地) 本投資法人は、本店を東京都港区に置く。</p>	<p>第3条 (本店の所在地) 本投資法人は、本店を東京都中央区に置く。</p>
<p>第6条 (投資口の取扱に関する事項) 本投資法人が発行する投資証券の種類、投資主名簿(証券保管振替制度による実質投資主(以下「実質投資主」という。)に関する名簿(以下「実質投資主名簿」という。)を含む。以下同じ。)への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定めるところによる。</p>	<p>第6条 (投資口の取扱に関する事項) 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録その他の投資口に関する取扱いの手続及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定めるところによる。</p>
<p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、投資主(実質投資主を含む。以下同じ。)の請求による投資口の払戻しを行わない。</p>	<p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。</p>
<p>第29条 (投資態度) 1.~4. (省略) (新設)</p>	<p>第29条 (投資態度) 1.~4. (現行のとおり) 5. 本投資法人は、その有する資産の総額に占める租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。)第22条の19に規定する不動産等の価額の割合が100分の70以上となるようにその資産を運用するものとする。</p>
<p>第30条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲) 1.~3. (省略) 4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)~(4) (省略) (5) 金銭債権(投信法施行令第3条第7号に定めるもの(ただし、本項(1)乃至(4)に掲げる資産を除く。)をいう。) (6) (省略) (7) デリバティブ取引に関する権利(投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。) 5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産(不動産等への投資に付随するものに限る。)に投資することができる。 (1) (省略) (2) (省略) (新設)</p> <p>(3) 信託財産を本項(1)及び(2)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (4) その他不動産等への投資に付随して取得が必要となる資産</p>	<p>第30条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲) 1.~3. (現行のとおり) 4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。 (1)~(4) (現行のとおり) (5) 金銭債権(投信法施行令第3条第7号に定めるもの(ただし、本項(1)乃至(3)に掲げる資産を除く。)をいう。) (6) (現行のとおり) (7) デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。) 5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産(不動産等への投資に付随するものに限る。)に投資することができる。 (1) (現行のとおり) (2) (現行のとおり) (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。その後の改正を含む。)に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含む。) (4) 信託財産を本項(1)乃至(3)に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (5) その他不動産等への投資に付随して取得が必要となる資産</p>

<p>第 31 条（投資制限）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第 4 項(7)に掲げるデリバティブ取引に<u>関する</u>権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. (省略)</p>	<p>第 31 条（投資制限）</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第 4 項(7)に掲げるデリバティブ取引に<u>係る</u>権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p>
<p>第 34 条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 第 30 条第 4 項(7)に定めるデリバティブ取引に<u>関する</u>権利</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>(10) (省略)</p> <p>2.～3. (省略)</p>	<p>第 34 条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) 第 30 条第 4 項(7)に定めるデリバティブ取引に<u>係る</u>権利</p> <p>①～③ (現行のとおり)</p> <p>(10) (現行のとおり)</p> <p>2.～3. (現行のとおり)</p>
<p>第 35 条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家（<u>租税特別措置法施行規則</u>（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。その後の改正を含む。）第 22 条の 19 第 1 項で定めるものに限る。）からの借入れに限るものとする。</p> <p>2.～4. (省略)</p>	<p>第 35 条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家（<u>ただし、租税特別措置法</u>（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含む。）<u>（以下「租税特別措置法」という。）第 67 条の 15 に定める機関投資家</u>に限る。）からの借入れに限るものとする。</p> <p>2.～4. (現行のとおり)</p>

<p>第 37 条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① (省略)</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含む。)第 67 条の 15 第 1 項に規定する本投資法人の配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、<u>分配可能金額が配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から 3 か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>第 37 条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項(以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。)に規定する本投資法人の配当可能利益の額の 100 分の 90 に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から 3 か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 11 章 附則</p> <p>第 40 条 (雑則)</p> <p>1. <u>第 3 条の規定の変更は、平成 22 年 11 月 30 日までに開催される役員会において決定する本店移転日(以下「本店移転日」という。)をもって効力を生ずる。</u></p> <p>2. <u>本章の規定は、本店移転日まで有効とし、同日をもって本章を削除する。</u></p>

2. 役員選任について

(1) 執行役員 1 名選任の件

執行役員高橋惇は、平成 22 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、平成 22 年 4 月 1 日付で執行役員 1 名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第 18 条第 2 項の定めにより、就任する平成 22 年 4 月 1 日より 2 年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成 22 年 2 月 15 日開催の役員会において、監督役員の全

員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴
かめい ひろひこ 亀井 浩彦 (昭和 19 年 4 月 30 日)	昭和 42 年 4 月 三井不動産株式会社 入社 昭和 59 年 4 月 同社 ビルディング事業部 営業課長 昭和 63 年 4 月 同社 人事部 人事一課長 平成 3 年 4 月 同社 人事部 次長 平成 4 年 4 月 同社 レッツ事業企画部 次長 平成 5 年 4 月 同社 秘書部 部長 平成 11 年 4 月 同社 関西支社長 平成 11 年 6 月 同社 常務執行役員 関西支社長 平成 15 年 4 月 同社 顧問

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(2) 監督役員 2 名選任の件

監督役員片柳昂二及び秦一郎の 2 名は、平成 22 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、平成 22 年 4 月 1 日付であらためて監督役員 2 名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第 18 条第 2 項の定めにより、就任する平成 22 年 4 月 1 日より 2 年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
1	かたやなぎ こうじ 片柳 昂二 (昭和 19 年 7 月 23 日)	昭和 60 年 4 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会所属) 平成 14 年 4 月 東京簡易裁判所 民事調停委員 (現在に至る) 平成 16 年 6 月 協同乳業株式会社 監査役 (非常勤) (現在に至る) 平成 20 年 4 月 本投資法人 監督役員 (現在に至る)
2	はた いちろう 秦 一郎 (昭和 32 年 7 月 9 日)	昭和 56 年 4 月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 勤務 平成 元年 10 月 朝日監査法人 (現あずさ監査法人) 勤務 平成 6 年 9 月 須貝信公認会計士税理士事務所 勤務 平成 9 年 4 月 公認会計士登録 平成 9 年 9 月 税理士登録 平成 13 年 4 月 秦一郎公認会計士税理士事務所 所長 (現在に至る) 平成 20 年 4 月 本投資法人 監督役員 (現在に至る)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(3) 補欠執行役員 1 名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名の選任をお願いするものです。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成 22 年 2 月 15 日開催の役員会において、監督役員
の全員の同意によって提出するものです。

